

サイバーセキュリティ推進専門家会議運営規則

（令和 7 年 9 月 1 9 日）
サイバーセキュリティ推進専門家会議決定

（総則）

第 1 条 サイバーセキュリティ推進専門家会議（以下「専門家会議」という。）の議事の手続その他専門家会議の運営に関し必要な事項は、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）及びサイバーセキュリティ基本法施行令（平成26年政令第400号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（専門家会議の招集）

第 2 条 専門家会議の会議は、議長が招集する。

2 議長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。

3 会議の出席には、会議の開催場所への参集のほか、ウェブ会議システム等を利用した会議への参加を含めるものとする。

4 議長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。なお、この会議を行った場合は、議長が招集する次の会議に報告しなければならない。

（委員以外の出席）

第 3 条 議長は、必要があると認めるときは、専門家会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（議事の公開）

第 4 条 会議は非公開とし、議事概要及び配付資料は、原則として、会議終了後公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、議事概要及び配付資料の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

（雑則）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、専門家会議の議事の手続その他専門家会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。